

○但馬の環境保全支援事業補助金交付要綱

制定 平成 31 年 4 月 1 日

改正 令和元年 7 月 17 日

令和元年 10 月 9 日

令和 2 年 2 月 21 日

令和 5 年 3 月 8 日

令和 7 年 4 月 1 日

令和 8 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、但馬の環境保全のために活動する団体に対し、但馬の環境保全支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の交付対象)

第 2 条 但馬・みらいと環境づくり協議会会長(以下「会長」という。)は、要綱に基づき、事業に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる者及び事業並びに経費、補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、補助金交付申請書(様式第 1 号。以下「交付申請書」という。)により会長に申請しなければならない。

(交付決定等)

第 4 条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは補助金交付決定通知書(様式第 2 号)によりその旨を、交付しないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定による審査を行うときは、専門家により構成される選考委員会の意見を聴くものとする。

3 選考委員会の審査要領については、別に定めるところによる。

(交付金事業の事前着手)

第 5 条 申請団体は、交付対象事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業着手をしようとするときは、速やかに補助金交付決定前着手届(様式第 3 号)を会長に提出するものとする。

(申請内容の変更)

第 6 条 第 4 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を受けた団体(以下「交付団体」という。)は、交付申請書に記載した内容を変更しようとするときは、変更承認申請書(様式第 4 号)に変更後の内容を記載した上、速やかに会長に申請し、その承認を得なければならない

い。ただし、補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で、かつ補助金額に変更を生じない補助金の経費の配分や事業内容の変更などの軽微な変更を除く。

2 会長は、変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更を承認することを決定したときは変更承認決定通知書(様式第5号)によりその旨を、承認しないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該変更交付申請書を提出した者に通知するものとする。

(申請内容の中止)

第7条 交付団体が交付申請書又は変更承認申請書に記載した内容に係る事業を中止しようとするときは、補助金中止承認申請書(様式第6号)を速やかに会長に提出し、承認を得なければならない。

2 会長は、中止申請書の提出があったときは、その内容を審査し、中止を承認することを決定したときは補助金中止決定通知書(第7号様式)によりその旨を、承認しないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該中止申請書を提出した者に通知するものとする。

(実績報告等)

第8条 交付団体は、事業が完了した日から起算して30日以内又は会長が定める日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、会長に報告しなければならない。

- (1) 領収書等の写し
- (2) 完了写真
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 会長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第9号)により交付団体に通知するものとする。

2 会長は、確定した補助金の額が、交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の支払)

第10条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。

2 交付団体は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金精算(概算)払請求書(様式第10号)を会長に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

第11条 会長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業の用途以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 会長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第 11 号)により通知するものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

補助事業の対象となる者	但馬管内に本拠をおき、管内で活動を行う環境保全活動に取り組む団体
補助事業の対象となる事業	<p>(1) 希少動植物保護（獣害対策含む）</p> <p>(2) 外来植物駆除</p> <p>(3) 温暖化対策</p> <p>(4) 漂着ごみ対策</p> <p>(5) 環境啓発イベントへの出展</p> <p>(6) 環境学習</p> <p>(7) その他これに準ずる事業</p> <p>※（ただし、営利目的、宗教・政治目的事業や公序良俗に反する事業、単に団体の構成員のみが利益を享受するような事業、学校教育機関が主体の事業は対象外となります。）</p>
補助事業の対象となる経費	<p>(1) 謝金（講師、作業者）</p> <p>(2) 交通費（鉄道・ガソリン代等）</p> <p>(3) 車借上げ料</p> <p>(4) コピー代・資料作成費</p> <p>(5) 冊子印刷・広告宣伝費</p> <p>(6) 消耗品費</p> <p>(7) 保険料</p> <p>(8) 切手代・送料</p> <p>(9) 会場費</p> <p>(10) 機器・物品等のレンタル費用</p> <p>(11) 事業に必要な外部発注経費</p> <p>(12) その他、但馬・みらいと環境づくり協議会で適正と認められた経費（事業に必要な範囲内の熱中症対策の費用も可）</p> <p>※ 補助対象経費の内訳について、個別に審査する場合があります。</p>
補助率	定額
補助金の額	予算の範囲内の額で、1事業あたり100千円以内（ただし、千円未満の端数は切り捨てる。）
適用除外する条項	—
その他の事項	